

学童保育所利用規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程（以下「規程」という）は、特定非営利活動法人あげお学童クラブの会（以下「法人」という）定款第5条第1項にもとづき、学童保育所に登所する児童の保護者（以下「保護者」という）が、利用にあたって遵守すべき事項について定める。

(利用対象児童)

第2条 上尾市内の小学校に就学する児童であって、または上尾市に在住し上尾市外の小学校に通う児童であること。

- (1) 下記の一から三に掲げる保護者の事情により、学童保育所開設時内において保育が必要と認められる児童。
- 一 保護者が就労のため放課後の保育が困難であること。
 - 二 保護者又は家族の疾病等により保育が困難であること。
 - 三 父または母の不存在（父親または母親がいない場合）
- (2) その他の事情により、学童保育所開設時内において保育が必要と認められる児童で、理事会が認める事由があること。

(規程の遵守)

第3条 学童保育所を利用する児童の保護者は、この規程並びに法人が定める規程を遵守しなければならない。

(児童の送迎等)

第4条 児童の送迎に関しては、保護者が責任を負う。学童からの一人帰りは認めない。尚、学童から習い事などに行く事は法人として許可することは無く、各保護者の責任とする。欠席の場合は必ず保護者が連絡すること。

(保育料等の納入)

第5条 保護者は、法人が定める保育料等を期日までに遅滞なく納入しなければならない。

(口座振替の原則)

第6条 保育料等の納入は原則として口座振替により、保護者は予め引き落とし口座を法人に届けるものとし、次の各号に従って手続きをしなければならない。

- (1) 期日までに振替手数料を含む必要額を届出た口座に準備する。
- (2) 口座振替ができない事由があるときは速やかに法人に報告する。
- (3) 入所当初等、口座手続き未了の場合は、その都度法人が指定する方法で納入する。
- (4) 残高不足等、保護者の事情により口座振替不能の場合は、保護者は別途法人が指定する期日までに法人が指定する金融機関の口座に、本来口座引き落としをされるべき

金額を振り込むこととする。その際の振込手数料は保護者の負担とする。

- 2 入所金等、振替口座開設以前に納入すべき費用については第17条、第18条及び第19条の規定による。

第2章 保護者の役割

(保護者の役割)

第7条 保護者は職員と連携し、学童保育所の事業の運営（保護者会や行事等）に主体的に参画する。

第3章 保護者会

(共同の保育)

第8条 保護者会は、保護者と職員により構成される。

- 2 保護者及び職員は、保護者会において情報を交換し、相互理解を深め、児童の健全な育成のために協力する。
- 3 学童保育及び職員の役割への理解を深めるため、保護者は積極的に学習会等への参加に努める。
- 4 保護者は、学童運営のみならず学童保育の充実と発展のための活動に協力する。
- 5 地域と連携を図り、地域のイベントにも積極的に参加するように努める。

第4章 開設時間

(開設期間)

第9条 学童保育所の開設期間は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

(開設日)

第10条 開設日は、月曜日から土曜日とする。（祝日を除く）

- (1) 平日（月曜日から金曜日の学校開校日）
- (2) 学校休業日（土曜日、春休み、夏休み、冬休み、開校記念日、県民の日等）

(開設時間)

第11条 開設時間は、保育を行う時間帯をいう。

- (1) 月曜日から金曜日の開設時間は、学校授業終了時刻から午後7時までとする。
- (2) 土曜日の開設時間は、午前8時から午後6時までとする。
- (3) 学校休業日等の開設時間は、午前8時から午後7時までとする。
- (4) その他、法人は特別に指定した時間に学童保育所を開設することができる。

(閉所日)

第12条 閉所日を次の各号に示す。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日（振替休日を含む）

- (3) 年末年始（12月29日から1月3日まで）
- (4) その他法人が定める日
- (5) 臨時閉所日：児童の安全確保が困難な場合は閉所とする。（災害・事件・感染症等）

第5章 入所・退所等

（入所手続き）

第13条 入所に際して入所希望者は所定の書類を提出し入所審査基準に基づく審査や法人の入所管理委員会による審査を受けなければならない。入所決定後についても所定の書類を提出し、第18条に定める入所金及び第19条に定める保育料等を納めなければならない。

- 2 入所に必要な書類の提出は法人事務局が示した方法による。
- 3 初めて学童保育所に入所を申請する入所希望者は、法人が行う新規入所説明会もしくは事務局が行う入所説明を必ず受けなければならない。
- 4 入所が決定した学童保育所から他の学童保育所への自己都合による転所は認めない。
- 5 学童保育所を分離分割する際に保護者会や法人入所管理委員会等で新たな入所先となる学童保育所を決定したのちに退所した場合、再入所先学童保育所は新たな入所先学童保育所として決定した学童保育所とする。

（新1年生の入所）

第14条 新1年生の入所は4月1日からとする。（1日が休日の場合は翌日からとする。）

（退所手続き）

第15条 やむを得ず承認期間内に退所する場合は、保護者は所定の退所届を提出する。

- 2 退所届は退所月の前月末日までに提出する。
- 3 保育料等は退所日の月までは月単位で全額納入することとする。（日割り計算はしない）

（休所）

第16条 休所とは、学童の在籍児童が傷病その他の事由により、登所の意志があるにもかかわらず不可能な場合において、月初から月末まで、月単位で登所できない場合を言う。休所する場合には、休所届を提出すること。休所時の保育料については第19条に定める。

- 2 学校が伝染性疾患等の理由により出席停止等の扱いとなる場合には、他の児童等への感染を防止するために、学童への登所停止とする。
- 3 その他、休所扱いに準じる事例の場合には、常任理事会において協議する。

第6章 保育料等

（入所金）

第17条 入所金は1児童につき13,000円とする。

2 入所金は指定する日時までに納入すること。

3 入所金は小学校在学中に1回のみ納付とし、原則として理由の如何を問わず返還しない。

(基本保育料、保育費)

第18条 毎月の基本保育料は月額13,000円とする。ただし、学年別保育料については別表1に定める。

2 保育料のうち、月額2,750円を保育費として、学童保育所における食料費(おやつ代)、教材費、行事費、消耗品費、その他の各5項目について使用する。項目ごとの金額は財務委員会にて決定する。

3 保育費のうちの食料費は、アレルギー対応のためおやつを提供できない児童に対しては返金する。

(保育の特例)

第19条 保育料には次の各項の特例を設ける。

2 多子特例減免

保護者を同じとする3人以上の児童が入所している場合、保育料は最も学年が下の児童から2人分について納付し、3人目より上の児童の保育料のうち保育費のみの支払とする。

3 減免特例

保護者の申請により、次に掲げる(1)~(2)のいずれかに該当する場合

(1)一人親家庭または両親のいない家庭の児童

(2)就学援助を申請して対象となった家庭の児童

4 休所の特例 1ヶ月の開設日の半分以上休所する場合は、保育料を別途考慮する。

5 1月1日、4月1日、8月1日の各日に途中入所する児童は、前月に始まる小学校の長期休み期間中、1日につき1,000円の日割保育料を支払うことで入所日前の学童保育所登所を認める。

(滞納)

第20条 保育料の滞納が発生した場合は、以下の対応をとり、速やかな納付を促す。

(1) 引き落としがされなかった翌月に督促状を出す。

(2) さらに引き落としがされなかった場合には直接連絡をする。

(3) 連絡した月内に納入確認ができない場合は退所を勧告する。

(4) 退所勧告(2ヶ月滞納)を受けた会員が再度2ヶ月滞納を行った場合は、理事会にて氏名公表の上強制退所とする。尚、その者が再入所を希望する時は、保証人を必要とする。

2 保育料の滞納がある場合、学童保育所の次年度以降の継続入所及び退所後の再入所申請についてはこれを認めない。

(超過料金)

第21条 第11条に規定する開設時間内に保護者の引き取りがなかった場合、1世帯1

日につき、15分ごとに1000円の超過料金を支払わなければならない。

- 2 超過料金の滞納がある場合、学童保育所の継続入所申請及び退所後の再入所申請についてはこれを認めない。

第7章 雑則

(改廃)

第22条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て、代表理事が行う。

附則

1. この規程は2007年4月1日から施行する。
2. この規程は改定後2010年4月1日から施行する。
3. この規程は改定後2010年8月1日から施行する。
4. この規程は改定後2011年4月1日から施行する。
5. この規程は改定後2011年10月1日から施行する。
6. この規程は改定後2012年1月1日から施行する。
7. この規程は改定後2012年8月1日から施行する。
8. この規程は改定後2016年1月1日から施行する。
9. この規程は改定後2017年10月1日から施行する。
10. この規程は改定後2018年4月1日から施行する。
11. この規程は改定後2019年3月1日から施行する。

別表1. 学年別保育料

	1ヶ月の保育料
1-3年生	13,000円
4年生	12,500円
5,6年生	11,000円

2006.12.1 起案・修正

2006.02.02 修正

2007.3.9 修正

2007年3月22日第15回理事会承認

2007.6.18. 改正案提出

2007年7月4日第22回理事会承認

2010年3月25日第57回理事会承認

2010年6月30日第60回理事会承認

2010年7月29日第61回理事会承認

2011年6月23日第71回理事会承認

2011年10月27日第74回理事会承認

2012年8月25日第83回理事会承認

2015.12.16. 改正案提出

2015年12月16日第126回理事会承認

2017.9.27. 改定案提出

2017年9月27日第153回理事会承認

2018.3.29. 改定案提出

2018年3月29日第159回理事会承認

2019.2.28 改定案提出

2019年2月28日第173回理事会承認

会員規則

(総則)

- 第1条 この規則（以下「規則」という）は、特定非営利活動法人あげお学童クラブの会（以下「法人」という）定款第6条及び第7条にもとづき、会員に関する事項について定める。
- 2 この規則は、正会員及び賛助会員すべてに適用し、これにより法人の運営を行う。

(会員の定義)

- 第2条 会員とは、法人の趣旨に賛同し、この規則を承認し、この規則で定める入会の手続きを完了した者とする。

(会員の種類)

- 第3条 会員の種類は、以下の2種とする。

(1)正会員

小学校等に就学している児童の保護者で、かつ法人が運営する学童保育所に当該児童が入所している保護者とする。

(2)賛助会員

この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体とする。（正会員を除く）

(会員の権利)

- 第4条 正会員及び賛助会員は、この法人の全ての活動に参加することができる。
- 2 正会員は、総会への参加権、一人一票の議決権がある。
- 3 賛助会員は、総会に出席できるが、議決権を持たない。

(入会申し込み)

- 第5条 入会の申し込みは、法人が別に定める入会申込書に必要事項を記入し、代表理事に提出する。

(入会の承認)

- 第6条 入会の承認は、理事会で審議の上、代表理事が行う。

(入会の不承認)

- 第7条 理事会で審議の上、代表理事が第3条第1項1号及び2号に該当しないと判断した場合、入会を不承認とする。
- 2 前項の場合、代表理事は、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知する。

(入会申し込み記載事項の変更)

第8条 会員は、入会申込書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに書面によりその旨を法人に通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次の各号に該当するにいたったときは、その資格を喪失する。

- (1)本人から退会の申し出があったとき。
- (2)本人が死亡、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3)継続して二年以上会費を滞納したとき。
- (4)除名されたとき。

(会費)

第10条 会員は、法人が別に定める会費規程にもとづき、会費を支払う。

(損害賠償)

第11条 会員が、この規則及びこの規則にもとづく諸規程に反し、またはそれに類する行為によって法人が損害を受けた場合、当該会員は、法人が受けた被害を法人に賠償しなければならない。

2 前項の規定は、会員資格が喪失されても継続される。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(規則の改廃)

第13条 この規則の改廃は、理事会の議決による。

附則

1. この規則は2007年4月1日より施行する。

2006.11.28 起案

2007.2.19 修正

2007年3月22日第15回理事会承認

会費規程

(総則)

第1条 この規程（以下「規程」という）は、特定非営利活動法人あげお学童クラブの会（以下「法人」という）定款第8条ならびに会員規則第5条及び第10条にもとづき、会員の入会金及び会費について定める。

(入会金)

第2条 会員の入会金は以下のとおりとする。

- (1)正会員は0円とする。
- (2)賛助会員は0円とする。

(会費)

第3条 会員の会費は以下のとおりとする。

- (1)正会員の会費は月額1,000円とする。
- (2)個人の賛助会員は1口年1,000円とする。
- (3)団体の賛助会員は1口年10,000円とする。

(納入方法)

第4条 入会金及び会費の納入は、代表理事の請求にもとづき指定した期日までに納入するものとする。

(滞納)

第5条 会費の滞納が二年以上に及ぶ会員は、定款第9条4項に該当するものとして理事会の議決により除名することができる。

(返還)

第6条 既に納入された入会金及び会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て、代表理事が行う。

附則

1. この規程は2007年4月1日より施行する。
2. この規程は2010年4月1日より試行する。

2007.2.19 改定

2007年3月1日第12回理事会承認

2010年3月25日第57回理事会承認

個人情報保護方針

基本理念

特定非営利活動法人あげお学童クラブの会（以下、「当会」といいます。）は、当会が運営する学童保育所をご利用いただく児童、その保護者の方及びその他の関係者の方（以下、「ご利用者様」といいます。）の個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及びその他の関係諸法令を遵守するため、個人情報保護に関する基本方針を定め、個人情報の適切な保護に努めます。

基本方針

1. 個人情報保護法遵守のための規程類の整備

当会は、個人データに関し取得・利用・保管・移送・消去等の各段階における取扱い規程を整備し、

従業者に周知徹底いたします。

2. 利用目的の公表等

ご利用者様より個人情報を取得するにあたっては、あらかじめ利用目的等をご利用者様に対して通

知又は公表したうえで、必要な範囲の個人情報を収集させていただきます。

また、取得した個人情報は、法令等により認められる場合を除き、ご利用者様の同意を得ないで、

あらかじめ通知又は公表した利用目的の範囲を超えて利用することはいたしません。

また、偽りその他不正の手段により個人情報を取得することはいたしません。

3. 管理体制の強化

個人情報保護管理者を設置し、その権限と責任を明確にし、個人情報保護に関する業務を適切に遂

行できるよう体制整備を図ります。

また、従業者と個人データの非開示契約を締結するなど安全管理に係る体制の強化に努めます。

4. 委託先の厳格な管理

個人データの取扱いを委託する場合には、個人データの安全管理のための措置を委託先に対しても

確保できるよう十分な監督をいたします。

5. 開示・苦情処理等について手続きの明示

個人情報の取扱いに関し、ご利用者様の苦情に対する窓口を設置し、適切な対応を図ります。また、

ご利用者ご自身の個人情報に関する開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止または消去、第

三者提供の停止等の手続きを定め、あらかじめ明示します。

6. 監査体制の充実

個人情報の安全管理が適切に行われることを確保するため、監査体制を強化し、その実施状況につ

いて定期的に点検し、継続的改善に努めます。

7. 従業者教育の強化

個人情報保護法に関する解説書等を作成し従業者に配布するとともに、継続的に研修会等を実施す

るなど従業者の教育・訓練に努めます。

なお、この個人情報保護方針は、内外に公表します。

2006年12月1日 制定

特定非営利活動法人あげお学童クラブの会 代表理事 廣瀬浩司